

国の動向 (関係法律の改正等)

【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 改正の概要】

〈女性活躍の推進〉

- ① 男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表を、常時雇用する労働者の数が101人以上の一般事業主及び特定事業主に義務付ける。
- ② 女性活躍推進法の有効期限（令和8年3月31日まで）を令和18年3月31日まで、10年間延長する。
- ③ 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に配慮して行われるべき旨を、基本原則において明確化する。
- ④ 政府が策定する女性活躍の推進に関する基本方針の記載事項の一つに、ハラスメント対策を位置付ける。
- ⑤ 女性活躍の推進に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度（プラチナえるぼし）の認定要件に、求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加する。
- ⑥ 特定事業主行動計画に係る手続の効率化を図る。

独立行政法人男女共同参画機構法（令和7年法律第79号、令和7年6月27日公布）の概要

独立行政法人男女共同参画機構を設立する。

〈業務内容〉

① 広報・啓発活動

○男女共同参画社会の形成に関する国民の理解を深めるための 広報・啓発活動を行う。

② ネットワーク形成

○地域の実情に応じて男女共同参画社会の形成を促進していくため、男女共同参画センターを拠点としたネットワーク形成を支援する。

③ 研修

○施設設置型法人とせず、全国各地におけるアウトリーチ型研修や、オンラインでの研修、研修・教育プログラムの提供などを行う。

④ 専門的な調査及び研究

○各地の男女共同参画センターが把握する地域の男女共同参画に関する課題等の把握・分析を行うとともに、データベースを構築する。

⑤ 情報及び資料の収集、整理及び提供

○地域における男女共同参画社会の形成の促進に係る取組の好事例等の収集・提供、各地域の男女共同参画に関する課題等の情報の整理・提供を行う。

⑥ 各地の男女共同参画センター等に対する助言

○各地の男女共同参画センターにおける個別事業の実施方法や、関係機関との連携方法など、①～⑤の業務に関するアドバイスを行う。

【男女共同参画社会基本法 改正の概要】

〈国及び地方公共団体の基本的施策の強化及び男女共同参画センターの法的位置付け〉

① 連携及び協働の促進【新設】

（１）国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進を効果的に推進するため、関係者相互間の連携と協働の促進に必要な施策を講ずるよう努める。

（２）地方公共団体は、関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点（男女共同参画センター）としての機能を担う体制を、単独または共同して確保するよう努める。

（３）男女共同参画センターとしての機能を担う者は、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するよう努める。

② 人材の確保等【新設】

国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に取り組む人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努める。

〈独立行政法人男女共同参画機構のナショナルセンターとしての法的位置付け〉

独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、民間団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。